

独立行政法人日本貿易保険(法人番号4010005005428)の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

日本貿易保険は、我が国の輸出や海外投融資などの対外取引において生じる通常の保険によって救済することができないリスクについての保険事業を効率的かつ効果的に行っており、役員報酬の支給水準の設定については、国家公務員の給与や以下の民間金融機関等を参考にした。

民間金融機関(都市銀行、損害保険会社の持ち株会社)の取締役平均年間報酬

A銀行：46百万円

B銀行：29百万円

C銀行：33百万円

D損保：45百万円

E損保：32百万円

(出所)各社平成28年3月期有価証券報告書

② 平成28年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

日本貿易保険の役員報酬規則に則り、経済産業大臣が決定する5段階の業績評価に従い、役員報酬を決定している。具体的には前年度の業績評価結果を踏まえ、翌年度に業績給を支給することとしている。

(参考)

業績給=(前年度の全期間就任したものとして支給される本俸、地域付加給及び賞与額)×106.4/100×評価係数

※評価係数 S:0.300、A:0.225、B:0.150、C:0.075、D:0.00

③ 役員報酬基準の内容及び平成28年度における改定内容

法人の長

役員報酬支給基準は、本俸月額、地域付加給及び賞与から構成されている。地域付加給については、役員報酬規則に則り、本俸月額に100分の18を乗じたとしている。賞与についても役員報酬規則に則り、本俸月額及び地域付加給の月額、本俸月額に地域付加給の月額を加えた額に100分の20を乗じて得た額並びに本俸月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に1.29を乗じて得た額とし、7月及び12月にその2分の1の額を支給している。

なお、平成28年度では、国家公務員の人事院勧告に伴い、業績給支給率の引き上げ(年間0.1ヶ月分)を実施した。

理事

役員報酬支給基準は、本俸月額、地域付加給及び賞与から構成されている。地域付加給については、役員報酬規則に則り、本俸月額に100分の18を乗じたとしている。賞与についても役員報酬規則に則り、本俸月額及び地域付加給の月額、本俸月額に地域付加給の月額を加えた額に100分の20を乗じて得た額並びに本俸月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に1.29を乗じて得た額とし、7月及び12月にその2分の1の額を支給している。

なお、平成28年度では、国家公務員の人事院勧告に伴い、業績給支給率の引き上げ(年間0.1ヶ月分)を実施した。

監事

役員報酬支給基準は、本俸月額、地域付加給及び賞与から構成されている。地域付加給については、役員報酬規則に則り、本俸月額に100分の18を乗じたとしている。賞与についても役員報酬規則に則り、本俸月額及び地域付加給の月額、本俸月額に地域付加給の月額を加えた額に100分の20を乗じて得た額並びに本俸月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に2.82を乗じて得た額とし、7月及び12月にその2分の1の額を支給している。

監事
(非常勤)

非常勤役員(監事)の役員報酬支給基準は、役員報酬規則に則り、年額800,000円としている。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成28年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 21,045	千円 13,410	千円 5,221	千円 2,414 (地域付加給)		平成29年3月31日	※※
A理事	千円 18,102	千円 11,455	千円 4,459	千円 2,062 (地域付加給) 126 (通勤手当)		平成29年3月31日	※
B理事	千円 16,825	千円 10,621	千円 4,135	千円 1,912 (地域付加給) 157 (通勤手当)		平成29年3月31日	◇
C理事	千円 16,005	千円 10,621	千円 3,385	千円 1,912 (地域付加給) 87 (通勤手当)		平成29年3月31日	
A監事	千円 13,283	千円 8,383	千円 3,282	千円 1,509 (地域付加給) 109 (通勤手当)		平成29年3月31日	
B監事 (非常勤)	千円 800	千円 800	千円 0	千円 ()		平成29年3月31日	

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「※」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「※※」、該当がない場合は空欄

注3:「地域付加給」は、物価の高い地域に在職する役員に報酬水準の調整を図るために支給される。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

日本貿易保険は、我が国の輸出や海外投融資などの対外取引において生じる通常の保険によって救済することができないリスクについての保険事業を効率的かつ効果的に行うこととしており、理事長においてはこれら事業の推進にあたり、①高度なファイナンスに係る知見②ハイレベルの国際交渉の能力③政策の実施能力④強力なリーダーシップなどを有する必要があり、報酬水準については妥当である。

理事

日本貿易保険は、我が国の輸出や海外投融資などの対外取引において生じる通常の保険によって救済することができないリスクについての保険事業を効率的かつ効果的に行うこととしており、理事においてはこれら事業の推進にあたり、貿易保険業務の政策的な意義及び我が国産業のニーズを十分に理解するとともに、内外の社会経済情勢に対する幅広い識見と経営戦略及び組織管理に関する高い知見と豊富な経験を有する必要があり、報酬水準については妥当である。

監事

日本貿易保険は、我が国の輸出や海外投融資などの対外取引において生じる通常の保険によって救済することができないリスクについての保険事業を効率的かつ効果的に行うこととしており、監事においてはこれら事業の推進にあたり、大臣から任命された独立の機関として、日本貿易保険の業務を監査することにより、その健全な業務運営を確保し、社会的信頼に応える良質な統治体制の確立に資する責務を負っており、報酬水準については妥当である。

監事
(非常勤)

日本貿易保険は、我が国の輸出や海外投融資などの対外取引において生じる通常の保険によって救済することができないリスクについての保険事業を効率的かつ効果的に行うこととしており、監事においてはこれら事業の推進にあたり、大臣から任命された独立の機関として、日本貿易保険の業務を監査することにより、その健全な業務運営を確保し、社会的信頼に応える良質な統治体制の確立に資する責務を負っており、報酬水準については妥当である。

【主務大臣の検証結果】

NEXI役員には、①貿易保険事業の持続的かつ確実な運営②多種多様な利害関係者との交渉調整③国の政策判断の適切な反映④法人業務の改革等の重要な任務への対応等が求められており、それに見合った適切な処遇が必要である。また、役員報酬には、経済産業大臣による業績評価が反映される制度となっており、今回の金額についても、その結果を反映したものであり、適正であると認める。

NEXIは、平成29年4月1日より政府全額出資の特殊会社に移行したが、報酬等の支払の基準については、国家公務員・民間企業の報酬・給与等を考慮するなど、適正確保に向けた取り組みを行っており、経済産業省としてもそうした取り組みを促しつつ、支払水準の適正性について注視していく。

4 役員の退職手当の支給状況(平成28年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
法人の長	該当者なし					
理事	該当者なし					
監事	該当者なし					

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事	該当者なし
監事	該当者なし

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

日本貿易保険の役員報酬規則に則り、経済産業大臣が決定する5段階の業績評価に従い、業績給を決定している。具体的には前年度の業績評価結果を踏まえ、翌年度に業績給を支給している。

(参考)

業績給=(前年度の全期間就任したものとして支給される本俸、地域付加給及び賞与額)×106.4/100×評価係数

※評価係数 S:0.300、A:0.225、B:0.150、C:0.075、D:0.00

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当該法人職員の給与水準を検討するにあたって、類似した事業を実施している民間企業等のほか、平成28年賃金構造基本統計調査によるデータのうち、「年齢階級、勤続年数階級別所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額」を参考にした。

	銀行業	保険業	卸売業	NEXI
5～9年	513万円	558万円	528万円	601万円
10～14年	673万円	683万円	630万円	683万円
15～19年	857万円	930万円	701万円	807万円
20～24年	995万円	1,072万円	813万円	873万円

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

当法人においては、平成25年度に評価制度を改正し、より能力主義・実力主義的な昇格・昇給基準を導入し、経済産業大臣による評価(5段階)とともにその結果を賞与に反映させている。

③ 給与制度の内容及び平成28年度における主な改定内容

給与規則に則り、基本給(資格給、役割給及び役職給)、諸手当(扶養手当、住居手当、通勤手当)単身赴任手当、時間外手当及び指導員手当)、賞与及び年俸としている。
賞与については、(資格給+役割給+役職給+扶養手当)×係数×個人評価係数としている。
なお、平成28年度では、国家公務員の人事院勧告に伴い、資格給の引き上げ(0.2%)及び賞与の支給率について、0.1ヶ月分の引き上げを実施した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成28年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	75	43.0	8,366	5,882	149	2,484
事務・技術	75	43.0	8,366	5,882	149	2,484

区分	人員	平均年齢	平成28年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員(年俸制)	3	50.8	14,315	10,576	106	3,739
事務・技術	3	50.8	14,315	10,576	106	3,739

任期付職員	6	37.7	6,202	4,368	113	1,834
民間出向職員	6	37.7	6,202	4,368	113	1,834

任期付職員(年俸制)	3	49.2	5,561	4,183	166	1,378
契約職員	3	49.2	5,561	4,183	166	1,378

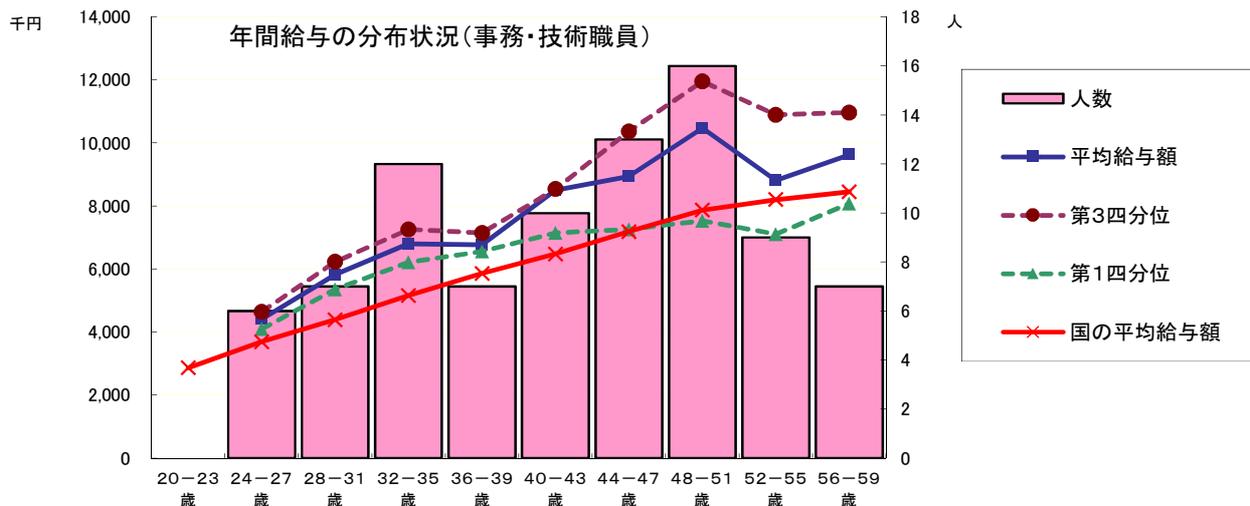
区分	人員	平均年齢	平成28年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
再任用職員	2	—	—	—	—	—
嘱託職員	2	—	—	—	—	—

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「在外職員」及び「非常勤職員」は該当者がいないため記入欄を省略。

注3:「再任用職員」の「嘱託職員」は該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、再任用職員を除く。以下、④まで同じ。〕



注:1 ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員)

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
	人	歳	千円	千円
代表的職位 ・本部部長 ・本部課長 ・本部課長補佐 ・本部係長 ・本部主任 ・本部係員 ・地方課長補佐	4	50.5	13,924	—
	19	50.3	11,290	12,865～10,235
	33	46.7	7,788	9,690～6,584
	13	35.0	6,821	7,643～6,214
	8	30.8	5,701	6,230～5,175
	6	25.5	4,406	4,666～4,094
	1	—	—	—

注:1 本部部長における該当者が4人以下のため、年間給与額(最高～最低)は表示しない。

注:2 地方課長補佐における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから人員以外記載していない。

④ 賞与(平成28年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(7月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	81.9%	82.1%	82.0%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	18.1%	17.9%	18.0%
	最高～最低	24.2～7.4%	24.2～7.4%	24.2～7.4%
一般職員	一律支給分(期末相当)	83.1%	83.1%	83.1%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	16.9%	16.9%	16.9%
	最高～最低	24.2～0%	24.2～0%	24.2～0%

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内容																									
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 124.2 ・年齢・地域勘案 108.2 ・年齢・学歴勘案 119.7 ・年齢・地域・学歴勘案 104.5 																									
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	<p>日本貿易保険は、その業務の性質上、国際金融等の高度な専門能力を有する人材を必要としている。独立行政法人化以降、中途採用を中心として労働市場から適切な人材の確保を行うとともに、民間金融機関からの出向なども含めた専門的人材による職員構成を実現してきており、国際金融等の専門的人材を確保するためには、労働市場における当該人材の給与水準を踏まえた給与水準が不可欠であり、こうした人材の市場価格による影響が挙げられる。</p> <p>さらに、職員の在職地域が、東京(98%)及び大阪(2%)に限られることに加えて、大学・大学院卒の割合が国(行政職(一))の56%に対し、93%と高いことが挙げられ、これらに在職地域や学歴を勘案すると、指数は104.5となる。</p> <p>(参考)</p> <p>①労働市場においてNEXIと人材が競合する産業の平均年間給与額の比較(勤続年数別)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>銀行業</th> <th>保険業</th> <th>卸売業</th> <th>NEXI</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5～9年</td> <td>513万円</td> <td>558万円</td> <td>528万円</td> <td>601万円</td> </tr> <tr> <td>10～14年</td> <td>673万円</td> <td>683万円</td> <td>630万円</td> <td>683万円</td> </tr> <tr> <td>15～19年</td> <td>857万円</td> <td>930万円</td> <td>701万円</td> <td>807万円</td> </tr> <tr> <td>20～24年</td> <td>995万円</td> <td>1,072万円</td> <td>813万円</td> <td>873万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所)厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査」</p> <p>②民間金融機関(都市銀行、損害保険会社の持ち株会社)の平均年間給与額</p> <ul style="list-style-type: none"> A銀行:12,726千円(平均年齢39.8歳) B銀行:11,321千円(平均年齢40.9歳) C銀行:9,698千円(平均年齢40.4歳) D損保:14,368千円(平均年齢43.2歳) E損保:11,465千円(平均年齢47.0歳) <p>(出所)各社平成28年3月期有価証券報告書</p> <p>③政府系金融機関の平均年間給与額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際協力銀行 : 8,264千円(平均年齢39.3歳) ・日本政策投資銀行:10,571千円(平均年齢38.0歳) <p>(出所)各社平成28年3月期有価証券報告書</p>		銀行業	保険業	卸売業	NEXI	5～9年	513万円	558万円	528万円	601万円	10～14年	673万円	683万円	630万円	683万円	15～19年	857万円	930万円	701万円	807万円	20～24年	995万円	1,072万円	813万円	873万円
	銀行業	保険業	卸売業	NEXI																						
5～9年	513万円	558万円	528万円	601万円																						
10～14年	673万円	683万円	630万円	683万円																						
15～19年	857万円	930万円	701万円	807万円																						
20～24年	995万円	1,072万円	813万円	873万円																						
給与水準の妥当性の 検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 なし】</p> <p>【累積欠損額 なし】</p> <p>【管理職の割合 25.8%(事務・技術職員数89名中23名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 93.3%(事務・技術職員数89名中83名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 1.8%】</p> <p>(支出総額 75,573百万円、給与・報酬等支給総額 1,333百万円:平成28年度決算)</p> <p>(法人の検証結果)</p> <p>日本貿易保険は、その業務の性質上、国際金融等の高度な専門能力を有する人材を必要としている。独立行政法人化以降、中途採用を中心として労働市場から適切な人材の確保を行うとともに、民間金融機関からの出向なども含めた専門的人材による職員構成を実現してきており、国際金融等の専門的人材を確保するためには、労働市場における当該人材の給与水準を踏まえた給与水準が不可欠であり、こうした人材の市場価格による影響が挙げられる。</p> <p>さらに、職員の在職地域が、東京(98%)及び大阪(2%)であることに加えて、大学・大学院卒の割合が国(行政職(一))の56%に対し、93%と高いことが挙げられ、これらに在職地域や学歴を勘案すると、指数は104.5となる。</p> <p>平成25年度から、既存の働き方の見直しなど一層の業務の効率化を推進するとともに、より能力主義・実力主義的な昇格・昇級基準を導入し、組織への貢献及び実際担当している職務とその成果とにバランスをとった給与制度を導入した。</p> <p>以上を踏まえ、公務員と比較した場合、大学・大学院卒の割合が高いこと及び職員の在職地域が東京・大阪のみであること等の要因を考慮すると、現時点の給与水準は妥当であると言える。</p>																									

	<p>(主務大臣の検証結果)</p> <p>NEXIはその業務の遂行に高い専門性が必要であるが、年俸制を含む常勤職員の平均年間給与額は8,595千円であり、同様の専門性を有する民間金融機関の平均年間給与額を下回っていること、また、平成25年度からは、より能力主義・実力主義的な給与・人事制度を導入した他、指数は平成25年度から平成28年度にかけて8.3ポイント低下しており、現在の給与水準は妥当なものとする。経済産業省としても、引き続き給与水準の適正性について注視していく。</p>
<p>講ずる措置</p>	<p>独立行政法人通則法第50条の10第1項の規定や平成17年12月24日閣議決定「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成18年度に従来の年功的な給与体系から、職務・職責に応じた給与システムに転換し、また、平成25年度からは、更に評価に基づいたより能力主義・実力主義的な給与・人事制度としたほか、国の給与水準の見直し等を踏まえ、俸給表や諸手当等の見直しにより給与水準の適正確保を図っている。今後も適正な給与水準の確保に務める。</p>

4 モデル給与

- 22歳(大卒初任給、独身)
月額 220,100円、年間給与 3,587,630円
- 35歳(調査役、配偶者・子1人)
月額 366,800円、年間給与 6,818,177円
- 45歳(調査役、配偶者・子2人)
月額 420,800円、年間給与 7,884,221円

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

当法人においては、平成25年度に評価制度を改正し、より能力主義・実力主義的な昇格・昇給基準を導入した。

III 総人件費について

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 1,165,809	千円 1,167,368	千円 1,228,703	千円 1,246,144	千円 1,333,095
退職手当支給額 (B)	千円 4,738	千円 14,587	千円 9,743	千円 12,680	千円 30,995
非常勤役員等給与 (C)	千円 263,898	千円 280,598	千円 309,567	千円 313,414	千円 306,013
福利厚生費 (D)	千円 155,782	千円 158,718	千円 159,997	千円 171,230	千円 182,567
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 1,590,227	千円 1,621,271	千円 1,708,010	千円 1,743,468	千円 1,852,670

総人件費について参考となる事項

- ①「給与、報酬等支給総額」対前年度比:7.0%
 - ・給与支給職員の増加等による。
- 「最広義人件費」対前年度比:6.3%
 - ・上記給与、報酬等支給総額の増等による。
- ②「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年6月から以下の措置を講ずることとした。
 - ・役職員の退職手当について、国家公務員退職手当引下げ内容に準じ、引下げを実施した。

IV その他

特になし。